

鳥取県告示第728号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社キャンパス	島根県松江市西川津町849-1	愛ハッピー訪問介護ステーション	米子市西福原三丁目7-30	居宅介護 重度訪問介護	平成21年12月1日